

マイナンバーカードを用いての医療情報取得

医療情報・システム基盤整備体制加算について

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用し、認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。

この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。

●マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能になります。

- ・健康保険証の資格の有無
- ・高額療養費制度の負担区分

●マイナンバーカードによる承認の有無によつての点数の違いは下記の通りです。

☆初診時

- ・承認がない（マイナンバーカード持参なし）場合

医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 6点

- ・承認がある（マイナンバーカード持参あり）、又は紹介状を持参いただいた場合

医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 2点

☆再診時

- ・承認がない（マイナンバーカード持参なし）場合

医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 2点

※初診料を算定する場合とは

過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。